

北九州市監査委員	山 柿 勝 利
同	大 津 雅 司
同	城 戸 武 光
同	山 田 征 士 郎

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

## 1 監査の対象

今回の監査は、八幡東区役所、八幡西区役所及び戸畑区役所の各まちづくり推進課が行っている「区保健・医療・福祉連携システム推進協議会」事務局の事務のうち平成17年度及び平成18年度における経理事務、現金管理及び出納事務を対象とした。

## 2 監査の目的

### (1) 事業の概要

「区保健・医療・福祉連携システム推進協議会」は、高齢化等に関する諸問題を総合的に検討し、保健・医療・福祉の各関係機関及び地域住民相互の連携によって、高齢者等が安心していきいきと暮らせる地域社会づくりを推進することを目的として各区に設立されており、各区役所まちづくり推進課が事務局として事務処理を行っている。

主な具体的事業には次のようなものがあり、平成17年度までは、その大部分を市からの受託事業として行っていたが、平成18年度以降、協議会の運営及び一部事業について市の補助金の交付により執行されている。

#### < 主な事業 >

- ・健康まつり事業
- ・子育て支援推進事業
- ・校区住民活動の組織づくり事業

### (2) 監査の目的

平成18年度定期監査において、門司区役所、小倉北区役所、小倉南区役所及び若松区役所のまちづくり推進課を監査した結果、小倉北区役所まちづくり推進課において、同協議会事務局の事務処理に関し、領収書等書類の偽造、予算管理口座からの無断払出し、使途不明金の支出等の不正行為が判明した。

そのため、当該定期監査時に監査未実施であった区役所の同協議会事務局について監査を行うもの。

### 3 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、関係帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 4 監査の期間

平成19年8月27日から平成19年11月15日まで

### 5 監査の結果

監査の結果、事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

#### (1) 市が事務局となっている団体の経理処理及び現金管理について

(八幡東区、八幡西区及び戸畑区役所まちづくり推進課)

区役所まちづくり推進課が「区保健・医療・福祉連携推進協議会」の事務局として、平成17年度には市から複数業務を受託し、また、平成18年度には当該協議会の運営業務について市から補助金の交付を受けており、当該委託料及び補助金は、いずれも市から概算払により支払われ、当該業務の処理後に精算を行っている。

当該精算書に添付された領収書を調査したところ、領収書やそれに代わるレシートに品名及び宛名の記載がないもの、法人の代表印の押印がなく真正な領収書と認められないもの、資金前渡者の前渡金領収書がなく、具体的な購入品及び金額の不明なもの等があった。

また、支出内容については、委託契約で認めていない菓子類の購入費や、委託業務外の経費への流用支出があった。

現金管理については、出納簿作成による現金出納のチェックを行っていないものがあったほか、戻入金や口座から払い出した支払資金を1週間以上現金で保管しているもの、他の業務へ一時的に流用しているものなど不

適切な処理が一部に認められた。

内部チェック体制を十分機能させるためにも、経理処理及び現金管理について経理事務手順を定めるなど適正な事務処理をされたい。